

議案第15号

調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を
改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年3月27日

提出者 調布市教育委員会
教育長 栗原 健

提案理由

調布市適応指導教室設置条例の改正に伴い、会計年度任用職員の名称を変更するとともに、より柔軟な採用及び運営につなげられるよう、資格等の要件を見直すため、提案するものです。

調布市教育委員会規則第 号

調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年調布市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表13の項中「適応指導教室」を「教育支援センター」に改め、同表16の項中「適応指導教室」を「教育支援センター」に、「教員免許状を有し、学校教育、家庭教育等に関する専門的識見及び能力を有する者であること。」を「次の各号に掲げる要件のいずれかを備えていること。（1）教員免許状又は保育士の資格を有する者であること。（2）大学等において教育学などに関する学科・課程を修めて卒業した者であること。（3）学校教育、家庭教育等に関する専門的識見及び能力を有する者であること。（4）児童福祉施設で直接処遇職員として2年以上の実務経験があること。（5）前各号に掲げるもののほか、職務の遂行に必要な資格その他任命権者が必要と認める知識及び技能を有している者であること。」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後								改正前							
○調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則 令和元年11月22日教育委員会規則第5号 第1条から第11条まで 略 別表（第1条，第3条—第6条，第8条，第9条関係）								○調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則 令和元年11月22日教育委員会規則第5号 第1条から第11条まで 略 別表（第1条，第3条—第6条，第8条，第9条関係）							
番号	設置目的	名称	所属	業務内容	資格等の要件	報酬額 (円)	報酬 単位	番号	設置目的	名称	所属	業務内容	資格等の要件	報酬額 (円)	報酬 単位
1 から 12 まで	略							1 から 12 まで	略						時
13	調布市立小学校及び調布市立中学校の教員並びに <u>教育支援センター</u> の指導員の指導補助等を行うため	スクールサポーター	教育委員会指導室	調布市立小学校及び調布市立中学校の通常学級並びに <u>教育支援センター</u> における特別な支援を要する児童・生徒への指導補助や個別的学习指導に関すること。	教員免許状を有し，学校教育，家庭教育等に関する専門的識見及び能力がある者であること。	1,480	時	13	調布市立小学校及び調布市立中学校の教員並びに <u>適応指導教室</u> の指導員の指導補助等を行うため	スクールサポーター	教育委員会指導室	調布市立小学校及び調布市立中学校の通常学級並びに <u>適応指導教室</u> における特別な支援を要する児童・生徒への指導補助や個別的学习指導に関すること。	教員免許状を有し，学校教育，家庭教育等に関する専門的識見及び能力がある者であること。	1,480	時
14	略							14	略						

改正後								改正前							
及び 15								及び 15							
16	調布市立小学校及び調布市立中学校に通う不登校児童・生徒の教育全般の課題解決を図るため	教育支援センター指導員	教育委員会指導室	(1) 不登校児童・生徒とその保護者の支援及び学校生活に係る教育全般の相談業務に関すること。 (2) 不登校児童・生徒の活動・学習支援業務に関すること。 (3) 特別な支援を要する児童・生徒の指導に関すること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、所属長が適当と認める業務に関する	<u>次の各号に掲げる要件のいずれかを備えていること。</u> <u>(1) 教員免許状又は保育士の資格を有する者であること。</u> <u>(2) 大学等において教育学などに関する学科・課程を修めて卒業した者であること。</u> <u>(3) 学校教育、家庭教育等に関する専門的識見及び能力を有する</u>	1,630	時	16	調布市立小学校及び調布市立中学校に通う不登校児童・生徒の教育全般の課題解決を図るため	適応指導教室指導員	教育委員会指導室	(1) 不登校児童・生徒とその保護者の支援及び学校生活に係る教育全般の相談業務に関すること。 (2) 不登校児童・生徒の活動・学習支援業務に関すること。 (3) 特別な支援を要する児童・生徒の指導に関すること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、所属長が適当と認める業務に関する	<u>教員免許状を有し、学校教育、家庭教育等に関する専門的識見及び能力を有する者であること。</u>	1,630	時

改正後								改正前								
				こと。	<u>者であること。</u> <u>(4) 児童福祉施設で直接処遇職員として2年以上の実務経験があること。</u> <u>(5) 前各号に掲げるもののほか、職務の遂行に必要な資格その他任命権者が必要と認める知識及び技能を有している者であること。</u>							こと。				
17 から 38 まで	略									17 から 38 まで	略					

附 則（令和 8 年 月 日教委規則第 号）

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。